

福つまみ情報発信・誘客促進業務仕様書

1 業務の名称

福つまみ情報発信・誘客促進業務

2 業務委託金額（上限）

3, 500, 000 円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）

3 福つまみの定義

福つまみとは、福山市ならではの地元食材等を使用したおつまみの総称で、2020 年度に選定した 7 品目（ねぶとのから揚げ・ちいちいいかの天ぷら・くわいの素揚げ・ガス天・鯛ちくわ・ねぶとの南蛮漬け・ちいちいいかの酢味噌）に、2025 年度の市民投票により新たに追加された「関東煮」を加えた全 8 品目をいう。

4 業務の目的

本業務は、食の観光コンテンツである「福つまみ」について、観光客及びビジネス客に向けた福つまみ提供店舗への導線を強化する情報発信を実施することにより、「福つまみ」の認知度向上及び消費促進を図り、福山市における観光消費額の増加につなげることを目的とする。

5 履行期間

契約の日から 2027 年（令和 9 年）3 月 31 日（水）まで

6 業務内容

(1) ターゲットの選定について

本業務における主なターゲットは、次のとおりとする。

- ・福山市への来訪を予定している観光客及びビジネス客
- ・福山市を訪れている観光客及びビジネス客

※受託者は、情報発信の対象エリア及び重点的に訴求するターゲット属性の設定については事業効果を踏まえ提案すること。

(2) 福つまみの認知度向上及び消費促進に係る情報発信

ターゲットに対し、各種媒体を活用した効果的な企画提案及び実施を行うこと。

なお、情報発信に係る媒体及び手法については、事業者提案とする。

期間：2026 年（令和 8 年）8 月～2027 年（令和 9 年）2 月末

(3) 「福山城 酒肴祭」に係る情報発信

ターゲットに対し、各種媒体を活用した効果的な企画提案及び実施を行うこと。

なお、情報発信に係る媒体及び手法については、事業者提案とする。

期間：2026 年（令和 8 年）9 月～2026 年（令和 8 年）10 月のイベント終了まで

【イベント開催概要】（予定）

イベント名：「福山城 酒肴祭～福つまみと備後安芸の城見酒～」（仮称）

日 時：2026年（令和8年）10月3日（土）・4日（日） 11：00～18：00

目標集客数：各日 3,500名（計 7,000名）

- ・「福山城 酒肴祭」周知用ポスター及びチラシの印刷を行うこと。なお、印刷に使用するデザインデータは発注者が提供するものとする。

【ポスター】

仕 様：B2 サイズ

部 数：200部

【チラシ】

仕 様：A4 両面

部 数：8,000部

(4) 宿泊施設における客室設置用販促物

観光客及びビジネス客が宿泊施設等において福つまみの情報を入手し、福つまみ公式サイト及び福つまみ提供店舗への誘導につながる媒体物を製作すること。媒体物の製作に当たっては、次の事項を踏まえること。

ア 媒体物の製作

福つまみ公式サイトへ誘導できる QR コードを記載した媒体物を製作すること。

なお、媒体物については、カード、チラシ、POP等を想定し、仕様及び形態については事業者提案とする。

イ 掲載内容

- ・福つまみの概要や魅力が伝わり、福つまみ提供店舗への来店意欲を喚起する内容とする。

- ・福つまみ公式サイトへ誘導するための QR コードを分かりやすく掲載すること。

ウ 製作部数

3,500部

※「福つまみ公式サイト」とは、発注者が運営する福つまみ紹介ページをいう。

福つまみ公式サイト：<https://www.fukuyama-kanko.com/fukutsumami/>

(5) 「福つまみ」公式 SNS 運用及び情報拡散について

「福つまみ」公式 SNS を活用し、ターゲットに対して福つまみに関する情報発信を行うとともに、福つまみ公式サイトへの誘導及び情報拡散に係る企画提案を行うこと。

期間：2026年（令和8年）8月～2027年（令和9年）2月末

ア 福つまみの認知度向上及び消費促進並びに福つまみ提供店舗への来店促進につながる内容とする。

イ 情報発信に使用する写真、動画、原稿等の素材については、発注者が保有する素材を活用するほか、必要に応じて受注者が収集又は制作し、発注者と協議の上決定するものとする。

(6) その他

契約金額の範囲内で独自の提案がある場合は、本業務の目的達成及び効果向上に資する内容を提案すること。

(7) 業務報告

受注者は、本業務の実施に当たり、業務着手に係るスケジュールを提出するとともに、業務終了後には発注者に業務の実施報告を行うこと。

また、SNS 運用については、閲覧状況、いいね数、リーチ数、フォロワー数の推移、インプレッション数等の実績を整理するとともに、効果検証及び今後の課題について記載すること。

7 納品物

本業務に係る成果物及び実績報告書（上記(1)から(7)の実施概要、実績、効果、記録、写真、データ等）を提出すること。

8 その他

- (1) 計画・実施については、発注者と十分協議して行うこと。
- (2) 業務の実施に必要な経費や著作権利用料・保険費（アーティストなどの著作権料、消耗品費、管理費、イベント保険など含む）は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用は負担しない。
- (3) 受注者は、業務従事者（以下「従事者」という。）の名簿を事前に発注者に提出すること。異動のあるときも同様とする。
- (4) 従事者の交代時は、業務連絡を綿密にし、業務に支障をきたさないこと。
- (5) 業務の実施に当たっては、関連法令を遵守すること。
- (6) 受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本仕様書記載の委託予定業務については発注者が予め承諾したものとみなし、また、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、発注者と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。
- (7) 受注者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護に関する法令等に基づき、その取扱いには十分留意し、漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (8) 受注者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。
- (9) 本業務により得られる著作物の著作権者人格権について、受注者は将来にわたり行使しないこと。また、受注者は本成果品の制作に関与したものについて著作権を主張せず、著作権者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (10) 本業務の遂行に関し、本仕様書に記載のない事項または疑義が生じたときは、発注者、受注者協議の上、解決するものとする。